

川西町									
支援事業名	支援方法	分類			支援内容	支援要件	支援額	募集期間	お問い合わせ
		新築	リフォーム	その他					
川西町住宅建設支援事業	補助金	—	○	—	自ら居住する住宅等のリフォーム等工事を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内業者と工事請負契約を締結する者(ただし、県補助金のみの場合は、県内業者と工事請負契約を締結する者)</li> <li>・補助金交付決定後に着手(契約締結)した工事であること。</li> <li>・その他、要件有り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町補助金 工事費の20%(上限額10万円)</li> <li>・県補助金と併用する場合の町補助金 工事費の10%(上限額10万円)</li> </ul>	平成29年4月3日(月)～	地域整備課 建設管理グループ 0238-42-6647 (直通)
川西町若者向け住宅支援事業	補助金	○	—	—	定住する意思をもって町内に住宅を取得する若者夫婦世帯等に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者夫婦世帯又はひとり親世帯</li> <li>・町外転入者又は町内賃貸住宅居住者</li> <li>・補助金交付決定後に着手(契約締結)した工事であること。</li> <li>・その他、要件有り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築住宅購入60万円</li> <li>・中古住宅購入20万円</li> <li>・義務教育終了前の子を養育し同居の場合は、加算20万円</li> </ul>	平成29年4月3日(月)～	地域整備課 建設管理グループ 0238-42-6647 (直通)
川西町三世代同居住宅支援事業	補助金	○	—	—	定住する意思をもって町内に住宅を取得する三世代世帯に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三世代世帯(申請年度内に三世代世帯となる予定の世帯含む)</li> <li>・補助金交付決定後に着手(契約締結)した工事であること。</li> <li>・その他、要件有り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅新築又は建替え住宅取得100万円</li> </ul>	平成29年4月3日(月)～	地域整備課 建設管理グループ 0238-42-6647 (直通)